

斯くの如く賃銀の低廉な婦人労働者が多数に存在するといふ事は、  
經濟上に仕ういふ結果を齎すかといふに第一は之が爲め男子の職業  
を奪つて了ふ事、第二は男子労働者の賃銀を低下せしむる事此二つ  
である。無論女子はその體質上の關係から凡ての職業に亘つて悉く  
男子の代理が勤まる譯ではないが、紡績の如き唯だ手先の仕事、又  
は比較的力量を要しない簡易なる業務に就いては工業主としても能率  
に左して遜色がないとすれば賃銀の高い男子労働者よりも賃銀の安  
い女子労働者を雇入れるのは當然である。又第二の點に就いて或學  
者は「妻子が一家維持の助けをなす割合に比例して夫の賃銀は減少  
する」といつてゐるが全く然うである。賃銀の安い女工と賃銀の高  
い男工が労働市場に於て競争する事とすれば賃銀の高い男工は幾分

でもその賃銀の標準を下げなければならぬ。之は總て全體とし  
ての労働階級の生活状態の低下を來すと共に産業の墮落をも來す事  
となるのである。兎に角婦人労働の一般労働階級に及ぼす打撃は蓋  
し最少のものではなくて上述の風紀上衛生上の害悪と相俟つて現代  
産業社會の弊害の最も顯著なるもの、一つと言はねばならぬ。

#### ▽幼年労働者問題

幼年労働者使用の場合も亦之と大同小異である。夫れで先進國  
に於ては先づ幼年労働者の(一)年齢(二)労働時間(三)健康状態(四)  
教育状態等に就て一定の制限を規定しその制限以下の者は一切工場  
に使用する事が出来ないやうに法律で定めてゐる。蓋し斯くの如き  
保護をなす所以は第一之等幼年労働者は發育盛りであつて之を不衛